

光放送サービス契約約款

目 次

第1章 総則	1
第1条 (約款の適用)	1
第2条 (約款の変更)	1
第3条 (サービスの定義)	1
第4条 (用語の定義)	1
第2章 契約	2
第5条 (契約の種類)	2
第6条 (契約の単位)	3
第7条 (契約の成立)	3
第8条 (契約の有効期間)	3
第9条 (加入申込書記載事項の変更)	3
第10条 (加入者が行う契約の解除等)	4
第11条 (当社が行う契約の解除等)	4
第12条 (名義変更)	5
第13条 (権利の譲渡)	5
第3章 設備等	5
第14条 (設備の設置、維持および撤去に関する費用負担)	5
第15条 (設置場所の無償使用)	5
第16条 (便宜の供与)	5
第17条 (故障およびメンテナンス等)	6
第18条 (S T B)	6
第19条 (リモコン)	6
第20条 (B-CAS カードの取扱いについて)	6
第21条 (C-CAS カードの取扱いについて)	7
第4章 料金等	7
第22条 (料金等)	7
第23条 (遅延損害金)	8
第5章 禁止事項等	8
第24条 (禁止事項)	8
第25条 (免責事項)	8
第6章 加入者個人情報の取扱い	8
第26条 (加入者個人情報の取扱い)	8
第27条 (加入者個人情報の利用目的等)	9
第28条 (加入者個人情報の第三者提供)	9
第7章 雑則	10
第29条 (国内法への準拠)	10
第30条 (定めなき事項)	10
付則	11
クレジットカード支払いに関する特約	11
別 表	12
1. 業務区域 (第3条関係)	12
2. 放送サービス内容 (第3条関係)	12
3. 支払方法および支払期日 (第22条関係)	12
4. 料金表 (第22条関係)	13
5. 加入者個人情報を提供する第三者の範囲 (第28条関係)	15
6. 端末機未返還損害金 (第10条、第11条、第18条関係)	15

光放送サービス契約約款

株式会社ダイバーシティメディア（以下、「当社」といいます）と、当社が行う光放送サービス（以下、「本サービス」といいます）の提供を受ける者（以下、「加入者」といいます）との間に締結される契約（以下、「加入契約」といいます）は、次の条項によるものとします。

第1章 総則

第1条（約款の適用）

当社は、この光放送サービス契約約款（以下、「本約款」といいます）により、本サービスを提供します。

第2条（約款の変更）

当社は、本約款を変更することがあります。この場合、加入者は、変更後の約款の適用を受けるものとします。

第3条（サービスの定義）

当社は、**別表第1号**に規定する業務区域において、本サービスを提供するための施設（以下、「本施設」といいます）により、加入者に次のサービスを提供します。なお、放送事業者のテレビジョン放送には、加入者が有料の視聴契約を当該放送事業者と締結することによって受信できるものが含まれます（以下、「ペイ放送サービス内の有料同時再送信サービス」といいます）。ただし、当社はやむを得ぬ理由によりサービス内容を変更することがあります。

（1）基本サービス

放送事業者のテレビジョン放送、テレビジョン多重放送、高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送）、ラジオ放送（FMおよびBSデジタル放送）およびBSデジタルデータ放送の各同時再送信サービスならびに自主放送サービスの両サービスのうち、それぞれ料金表に定める利用料金の支払いにより視聴可能となるサービス

（2）ペイ放送サービス

放送事業者のテレビジョン放送、テレビジョン多重放送ならびに自主放送サービスのうち、それぞれ料金表に定める利用料金の支払いにより視聴可能となるサービス

（3）その他上記に付帯する業務およびサービス

第4条（用語の定義）

本約款において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
光コラボ事業者	東日本電信電話株式会社との間で光コラボレーションモデルに関する契約を締結し、「ダイバー光ネットサービス」を提供する者
IP通信網契約	東日本電信電話株式会社のIP通信網サービス（メニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおける通信の態様による細目がプラン3-1のもの、メニュー5-1の200Mb/sの品目のもの、メニュー5-1の1Gb/sの品目のものにおける通信の態様による細目がプラン3-1のもの、メニュー5-1の1Gb/sの品目のもの

	のにおける通信の態様による細目がプラン4-1のもの、メニュー5-2の100Mb/sの品目のものにおける契約者回線の態様による細目がグレード1-1のもの、メニュー5-2の200Mb/sの品目のもの又はメニュー5-2の1Gb/sの品目のもの（学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）に限ります。）の提供を受けるための契約（ただし、I P通信網サービス契約約款に規定する提供の形態による細目がI型のもの除きます。）
I P通信網契約者	東日本電信電話株式会社との間でI P通信網契約を締結している者、および光コラボ事業者との間で「ダイバー光ネットサービス」の利用契約を締結している者
フレッツ・テレビ伝送サービス契約	映像通信網サービスの提供を受けることを目的として、東日本電信電話株式会社のフレッツ・テレビ伝送サービス利用規約に基づき東日本電信電話株式会社と締結する契約
ケーブルテレビ伝送サービス契約	フレッツ・テレビ伝送サービスを利用した映像通信網サービスの提供を受けることを目的として、光コラボ事業者と締結する契約
電気通信事業者	電気通信事業法に基づいて、当社に対して電気通信役務を提供する者
V-ONU	Video Optical Network Unit の略。 電気通信事業者が住宅内に設置する回線終端装置
STB	Set Top Box（セットトップボックス）の略。「端末機」も同義とする。当社が指定する技術的な基準に適合するデジタル放送用受信機で本サービスを視聴するために必要な装置（B-CAS カード、C-CAS カードを除きます）とその付属品
B-CAS カード	STBに挿入されることによりSTBを制御するICを組み込んだ株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズが加入者に貸与するカード
C-CAS カード	STBに挿入されることによりSTBを制御するICを組み込んだ当社が加入者に貸与するカードで、当社が指定する技術的な基準に適合するカード
ACAS	超高精細放送サービス（4K又は8K）に対応したSTBに搭載されたSTBを制御するICチップ
加入者設備	V-ONUの出力端子からテレビ受像機等に至るまでの加入者の設備
当社設備	受信空中線から、加入者の敷地内のV-ONUまでの設備

第2章 契約

第5条（契約の種類）

当社が提供する基本サービスには、次のとおり品目があります。

品目	内容
メニュー1	提供にあたりフレッツ・テレビ伝送サービス、又はケーブルテレビ伝送サービスの利用を伴うもの

メニュー 2	東日本電信電話株式会社と契約を締結した IP 通信網契約者への提供にあたり フレッツ・テレビ伝送サービスの利用を伴わないもの
--------	---

第 6 条（契約の単位）

- 1 加入契約の単位は、メニュー 1 においてはフレッツ・テレビ伝送サービス契約、又はケーブルテレビ伝送サービス契約に基づく 1 の契約の単位とし、メニュー 2 においては IP 通信網契約に基づく 1 の契約の単位とします。
- 2 加入契約は加入者と同一の加入者設備で、特定のものが視聴することを目的（以下、「世帯視聴目的」といいます）として締結されます。ただし、業務等で不特定もしくは多数の者が視聴できるように使用し、又は同時再送信もしくは再分配を使用することを目的とする場合等の世帯視聴目的以外の場合においては、前項の規定にかかわらず、その条件、利用料等について別途当社との間で取り決めるものとします。

第 7 条（契約の成立）

- 1 加入申込者は、当社が別に定める方法により、当社に申し込みを行うものとします。なお、加入申込みは、IP 通信網契約を締結していること、又は本申込みと同時に締結することが必要となり、メニュー 1 の加入申込みは、フレッツ・テレビ伝送サービス契約もしくはケーブルテレビ伝送サービス契約を締結していること、又は本申込みと同時に締結することが必要となります。
- 2 加入契約は、加入申込者が前項に規定する申し込みを行い、当社がその内容を確認後、承諾することによって成立します。
- 3 当社は、V-ONU の設置又は本サービスの電波を提供した日をもって当該申し込みを承諾するものとします。なお、当社が別に定める場合には、それによるものとします。
- 4 当社は、次の各号に掲げる場合においては、加入申し込みを承諾しない場合があります。
 - (1) 本施設を利用させること、又は、保守することが技術的に困難な場合
 - (2) 加入申込者が加入契約に基づく債務の履行を怠るおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - (3) 加入申込者が本サービスに関し、著作権その他の知的財産権、その他当社の権利を侵害し又は利益を損なうおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - (4) その他加入申込者が本約款に違反するおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - (5) 加入申込者が本サービスを法および他の法令に反する目的で利用し、又は利用するおそれがあると認められる場合
 - (6) 加入申込者が未成年であり、加入契約の申し込みにつき、親権者の承諾を得ていない場合

第 8 条（契約の有効期間）

契約の有効期間は、契約成立日から 1 年間とします。ただし、契約期間満了の 10 日前までに当社、加入者いずれからも当社所定の書式による文書（以下、「文書」といいます）により何等の意思表示もない場合には、引き続き、1 年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

第 9 条（加入申込書記載事項の変更）

- 1 加入者は、加入申込書記載のサービス内容の変更を希望する場合には、当社が指定する方法により当社に申し出るものとします。申し出があった場合、当社はすみやかに変更された契約内容に基づいて本サービスを提供します。
- 2 前項の外、加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座など

の変更がある場合には、事前に当社にその旨を文書により申し出るものとします。

- 3 加入者が前二項の規定により変更しようとする場合、当社は**第7条**の規定に準じて取扱うものとします。

第10条（加入者が行う契約の解除等）

- 1 加入者は、加入契約を解除しようとする場合は、解除を希望する日の30日前までに当社にその旨を文書により申し出るものとします。この場合において、加入契約は当該月末をもって解除されるものとし、メニュー1においては同時にフレッツ・テレビ伝送サービス契約およびケーブルテレビ伝送サービス契約も解除されるものとします。
- 2 前第1項による解除の場合、加入者は、**第22条第1項**の規定による料金を、当該解除の日の属する月の分まで支払うものとし、日割り計算による精算はいたしません。
- 3 前第1項による解除の場合、当社は当社設備、並びに貸与した端末機等を撤去します。なお、撤去に要する工事費は加入者が負担するものとします。また、撤去に伴い、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合は加入者が、その費用を負担するものとします。

第11条（当社が行う契約の解除等）

- 1 当社は、加入者が料金等の支払いを怠った場合、その他本約款に違反した場合においては、相当の期間を定めて催告の上、加入者に対する本サービスを停止して、加入契約を解除できるものとします。なお、東日本電信電話株式会社および光コラボ事業者がIP通信網サービスの提供を停止した場合は本サービスを停止することとします。また、メニュー1においては東日本電信電話株式会社がフレッツ・テレビ伝送サービスの提供を停止した場合、又は光コラボ事業者がケーブルテレビ伝送サービスの提供を停止した場合も本サービスを停止します。
- 2 次の各号の事由により本サービスの提供が不可能な事態が生じた場合においては、加入契約は終了するものとします。
 - (1) 当社が放送法（平成23年6月24日法律第74号 第131条）に基づき登録一般放送事業者としての登録が取消された場合
 - (2) 電気通信事業者の通信免許が取消され、又は再免許が拒否された場合
 - (3) 当社設備に回復不能の損害が生じた場合
 - (4) 当社と電気通信事業者との間の回線利用契約が履行されない場合
 - (5) その他当社が本サービスを提供することが客観的に不可能な事態が生じた場合
 - (6) 東日本電信電話株式会社、又は光コラボ事業者との間で締結しているIP通信網契約が終了した場合、又はメニュー1においてはフレッツ・テレビ伝送サービス契約、ケーブルテレビ伝送サービス契約が終了した場合
- 3 当社は天災、事変等により、加入者が本サービスを受けることが著しく困難であると認められる事態が生じた場合であって、かつ、当社が加入契約の継続にかかる意思を確認することが困難であるときは、加入者に対する本サービスを停止することがあります。また、係る本サービスの停止後、当社が定める期間を経過した場合であって、かつ当社が加入者の加入契約に係る意思を確認することが困難であるときは、当該期間経過をもって、加入契約は終了するものとします。
- 4 当社は、次に掲げる場合には、加入者に対する本サービスの提供を停止して加入契約を解除できるものとします。
 - (1) 加入者が当社の提供する本サービスを、業務等で不特定もしくは多数の者が視聴できるように使用し、又は同時再送信もしくは再分配で使用することを目的とする場合等の世帯視聴目的以外で使用する場合（当社と別の取り決めをしている場合を除きます。）

(2) 加入者が第 24 条第 1 項に規定した禁止事項を行った場合又は行うおそれがあると認められる場合

- 5 前第 1 項に基づき契約を解除されたものが加入契約の再締結を希望する場合においては、解除された原因を除去することが必要です。当社が、加入契約の再締結を認めるときは、新たな加入契約を締結するものとします。この場合、当社は第 7 条の規定に準じて取扱うものとします。
- 6 前第 1 項、前第 2 項第 6 号および前第 4 項に基づき加入契約が解除された場合においては、加入契約料は払い戻しません。又、前第 2 項の第 6 号を除く各号および前第 3 項に基づき加入契約が終了した場合においては、当社は既に支払われた加入契約料がある場合には、これを払い戻します。

第 12 条（名義変更）

- 1 加入者は次の場合に限り当社の承認を得て加入者の名義を変更することができます。
 - (1) 相続の場合
 - (2) 新加入者が旧加入者の加入者設備と権利義務を継承する場合
- 2 前項の規定により名義を変更しようとするときは、新加入者は当社にその旨を文書により申し出るものとします。

第 13 条（権利の譲渡）

加入者は、加入契約上の権利、義務その他加入契約上の地位の全部又は一部について譲渡、質入れ、賃貸、担保提供その他の処分をすることはできません。

第 3 章 設備等

第 14 条（設備の設置、維持および撤去に関する費用負担）

- 1 当社は当社設備を保有し、当社の責任において、当社設備を設置し、維持管理します。
- 2 加入者は、加入者設備を所有し、その設置に要する費用を負担するものとします。ただし加入者は、設置の際の使用機器、工法、業者等については当社の指定に従うものとします。
- 3 加入者設備の設置工事を当社が行った場合には、加入者は当社にその工事に要する費用を支払うものとします。ただし、当該工事の保証期間は工事完了日より 1 年間とします。
- 4 加入者は、端末機等の設置場所の変更等、加入者の各種変更の希望により当社設備および加入者設備に工事が生じる場合には、係る工事等に要する費用を負担するものとします。

第 15 条（設置場所の無償使用）

- 1 当社は、当社設備を設置するために必要最小限度の範囲内において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物および電源等を無償で使用できるものとします。
- 2 加入者は加入契約の締結について、地主、家主、その他の利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、地主、家主その他の利害関係人に対する関係において一切の責任を負うものとします。

第 16 条（便宜の供与）

加入者は、当社又は、当社の指定する業者が当社設備および加入者設備の検査、修復等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合は適宜これに応じるものとします。

第 17 条（故障およびメンテナンス等）

- 1 本サービスの提供に際して視聴障害が生じた場合、加入者は、加入者設備に当該視聴障害の原因がないことを確認した後、速やかに当社に対して通知しなければなりません。この場合において、当社は、速やかに発信状況を調査し、当社設備に当該視聴障害の原因が認められた場合には、当社の責任と費用において必要な措置を講じるものとします。ただし、視聴障害原因が加入者又は当社以外の第三者の責めに帰すべき事由による場合には、当社は一切の責任を負いません。また、視聴障害の原因が当社以外の者の行為又はテレビ受像機に起因するときは、加入者は当社がこれらの調査（調査に伴い派遣に要した費用を含む）又は措置に要した費用を負担するものとします。
- 2 当社は、当社設備の維持管理に伴い、本サービスの電波を一時的に停止することがあります。この場合においては、当社は原則として事前にその旨を当社が別途定める方法で通知するものとします。
- 3 当社は、東日本電信電話株式会社および光コラボ事業者が提供する IP 通信網サービスが停止した場合、又はメニュー 1 においてはフレッツ・テレビ伝送サービス、又はケーブルテレビ伝送サービスが停止した場合、理由のいかんを問わず本サービスの電波を停止いたします。

第 18 条（STB）

- 1 加入者は、STB を当社指定の販売所（以下、「販売所」といいます）より購入、又は料金表に定める端末機利用料を支払うことで貸与を受けることができます。なお、B-CAS カードおよび C-CAS カードの取扱いについては、**第 20 条**、**第 21 条**の規定によるものとします。
- 2 前項により加入者が販売所より購入した STB については、STB 設置工事完了日から 12 ヶ月間保証するものとし、この保証期間内において故障が生じた場合には、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。ただし、加入者が STB を本来の用法に従って使用しなかったときは、この限りではありません。
- 3 前第 1 項により加入者が当社より貸与を受ける STB については、故障が生じた場合、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。ただし、加入者が故意又は過失により STB を破損又は紛失した場合には、加入者はその損害分を当社に支払うものとします。また、当社が認める場合を除き、加入者は STB の交換を請求できません。
- 4 前第 1 項により当社より STB の貸与を受ける加入者が、**第 10 条**、**第 11 条**の規定により加入契約を解除する場合は、加入契約が終了した日の翌日から 30 日以内に当社が指定する方法により STB を当社に返還するものとします。この期間内に STB が返還されない場合、加入者は、**別表第 6 号**に規定する端末機未返還損害金を当社の請求により支払わなければならないものとします。
- 5 前第 1 項により当社より録画機能付 STB の貸与を受ける加入者は、当該 STB の設置位置の変更、故障、本サービスの解除、契約内容の変更等により、当該 STB の交換や撤去を行う場合においては、当該 STB に記録された録画物に係る一切の権利は放棄するものとします。
- 6 加入者は、当社が必要に応じて行う STB のバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
- 7 デジタル放送は、当社の指定する STB が設置された場合のみご利用いただけます。

第 19 条（リモコン）

STB を操作するためのリモートコントローラ（以下、「リモコン」といいます）は加入者が必要に応じて、当社より購入するものとします。リモコンが経年劣化した場合、また、加入者が破損、紛失した場合は、いずれも加入者の必要に応じて、当社より購入するものとします。

第 20 条（B-CAS カードの取扱いについて）

- 1 B-CAS カードに関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ

の「CATV 専用 B-CAS カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

- 2 B-CAS カードの有償交換又は再発行費用は料金表に定める通りとし、加入者が当社に支払うものとします。

第 21 条 (C-CAS カードの取扱いについて)

- 1 C-CAS カードを必要とする STB を利用する加入者は、STB の購入、貸与の別にかかわらず、STB 1 台につき 1 枚の C-CAS カードを当社より無償貸与されるものとし、STB の解約又は契約の解除後は、すみやかに C-CAS カードを当社に返却するものとします。また、当社は必要に応じて、加入者に C-CAS カードの交換および返却を請求することができるものとします。
- 2 C-CAS カードは当社に帰属し、当社は加入者が当社の手配による以外のデータ追加および変更ならびに改ざんすることを禁止し、それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害・利益損失は、加入者が賠償するものとします。
- 3 加入者は、C-CAS カードを STB に常時装着した状態で使用・保管するものとします。C-CAS カードを常時装着しない場合、当該放送サービスの全部又は一部を正常に受けられないことがあります。
- 4 加入者は、C-CAS カードに起因すると推測される受信障害が発生した場合は、当社に連絡するものとします。
- 5 当社は、C-CAS カードの故障によって受信障害が発生した場合、当該カードを交換するものとします。下記の各号のいずれかに該当する場合、加入者は料金表に定める C-CAS カード再発行費用を当社に支払うものとし、それ以外の場合は無償での交換とします。
 - (1) 当該 C-CAS カードの使用開始から 3 年以上経過している場合。
 - (2) C-CAS カードの故障が、加入者の不適切な取扱い (加入契約違反の取扱いを含む) に起因する場合。
- 6 加入者は、C-CAS カードの破損、紛失、又は盗難等により、C-CAS カードを使用できなくなった場合は、当社に連絡するものとします。当社は所定の手続きに基づいて C-CAS カードの再発行を行います。この場合、加入者は料金表に定める C-CAS カード再発行費用を当社に支払うものとします。なお、当社は使用できなくなった C-CAS カードを無効とする手続きを行います。

第 4 章 料金等

第 22 条 (料金等)

- 1 加入者は、第 14 条に規定する工事費、第 3 条に規定する利用料金および各種料金 (以下「料金等」といいます) を別表第 4 号 (料金表) および別表第 3 号 (支払方法および支払期日)に規定するところにより当社に支払うものとします。
- 2 支払われた料金等は、本約款に規定する場合を除き、払い戻されないものとします。
- 3 当社は、料金等を改定することがあります。この場合において、当社は改定された料金を適用する 1 ヶ月前までに、改定された料金を加入者に通知するものとします。
- 4 加入者の責めに帰さない事由により、本サービスが月のうち継続して 10 日以上提供されなかった場合には、当該月分の利用料金は無料とします。
- 5 料金等には、NHK のテレビ受信料 (衛星受信料を含む)、株式会社 WOWOW の視聴料等は含まれません。
- 6 基本サービスを構成するチャンネルの一部の提供が停止又は廃止された場合であっても、本サービス利用料の額は変更されないものとします。

- 7 著しく大規模な天災、事変等により、加入者が本サービスを受けることが著しく困難であると認められる事態が生じた場合は、料金等の全部又は一部を免除することがあります。

第 23 条（遅延損害金）

加入者が料金その他本約款に基づく支払いを遅延した場合は、その遅延金額に対し年 14.5%（年 365 日の日割り計算による）の割合による遅延損害金を、支払い期日の翌日より完済にいたるまで当社に支払うものとしします。

第 5 章 禁止事項等

第 24 条（禁止事項）

- 1 加入者は、次に掲げる行為を行ってはなりません。
 - （1）当社設備に損害を与える行為
 - （2）本サービスにかかる当社又は第三者の著作権その他の知的財産権、その他当社の権利を侵害する行為
 - （3）本サービスを用いた、法その他の法令等に違反する行為
 - （4）加入契約の申込みの際、契約締結に必要な事項として当社が求めた事項又は一部について、真実とは異なることを告げる事
 - （5）STB、B-CAS カードおよび C-CAS カードの改造および改ざん等による本サービスの不正視聴
 - （6）加入者が加入申込みの際告げたとご利用先住所以外の場所で本サービスを利用する行為
- 2 加入者が前項に違反して当社に損害を与えた場合においては、当社は加入者に対して損害の賠償を請求する場合があります。

第 25 条（免責事項）

当社は、次に掲げる場合においては、損害賠償の責任を負いません。

- （1）天災、事変および降雨減衰その他の気象に起因する視聴障害その他の異常
- （2）当社の責めに帰さない事由により生じた本サービスの停止又は画面症状（画像の劣化、ブロックノイズ、画面の静止等を含みます）
- （3）加入者および当社以外の第三者の行為に起因する視聴障害その他の異常
- （4）通常の用法によらない STB の使用に起因する異常
- （5）放送内容の変更および中止
- （6）録画機能付 STB 本体の不具合や毀損および紛失等に起因し、録画機能および録画物の再生機能に不具合が生じた場合

第 6 章 加入者個人情報の取扱い

第 26 条（加入者個人情報の取扱い）

- 1 当社は、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づいて適正に取り扱います。また、サービス利用者、加入申込者、解約者、紹介者、被紹介者およびアンケート協力者等についても、加入者に準じて取り扱います。
- 2 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取り扱うとともに、保有する加

入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

第 27 条（加入者個人情報の利用目的等）

- 1 当社は、次に掲げる目的で、加入者個人情報を取り扱います。
 - (1) サービス契約を締結するため
 - (2) サービスの提供を開始、継続、又は終了する際に発生する諸業務（問合せ窓口対応、施工、アフターサービス、顧客管理、課金計算、料金請求、料金収納、督促、障害検知、復旧等）のため
 - (3) 当社が提供するサービス（ケーブルテレビ放送サービス、インターネット接続サービス、光放送サービス、ダイバー光ネットサービス、動画配信サービス（ダイバーモバイル）、情報発信サイト「東北サプライズ商店街（山形エリア）」、およびそれぞれの付加機能、追加サービス、契約取次（WOWOW契約、NHK衛星契約、OCNドットフォン [F]、ケーブルライン等）等の加入促進営業のため
 - (4) サービスに関する情報提供のため
 - (5) サービスの向上およびサービスの新規開発を目的とした利用者調査のため
 - (6) サービスの利用状況等に関する各種統計処理のため
 - (7) 解約、休止理由の調査、分析を行うため
- 2 当社は、前項の利用目的に必要な範囲で加入者個人情報を当社の業務委託先に預託できるものとします。
- 3 当社は、必要な範囲で加入者個人情報を番組供給会社に提供します。
- 4 当社は、次に掲げる場合を除き、加入者個人情報を第三者に提供することはありません。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、加入者本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、加入者本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、加入者本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第 28 条（加入者個人情報の第三者提供）

- 1 当社は、保有する加入者個人情報については、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません（第三者への提供には、加入者個人情報の取扱いを委託する場合は含みません）。ただし、前条第 3 項および前条第 4 項各号に該当する場合は、この限りではありません。
 - (1) 加入者本人が書面等により同意した場合
 - (2) 加入者本人の求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、以下の事項をあらかじめ加入者本人に通知し、又は個人情報取扱規定に定めて加入者本人が容易に知り得る状態においたとき
 - (ア) 第三者への提供を利用目的とすること
 - (イ) 第三者に提供される加入者個人情報の項目
 - (ウ) 第三者への提供の手段又は方法
 - (エ) 本人からの求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止すること
 - (3) フレッツ・テレビ伝送サービスに関連して東日本電信電話株式会社から請求があった場合
 - (4) ケーブルテレビ伝送サービスに関連して、当該光コラボ事業者から請求があった場合

- 2 当社は、前項の規定により加入者個人情報を第三者に提供する場合、当該第三者の範囲について別表第5号に定めます。
- 3 当社は、料金又は工事に関する費用の適用もしくは本サービスを提供にあたり必要があるときは、東日本電信電話株式会社および光コラボ事業者からその料金又は工事に関する費用の適用もしくは本サービスを提供するために I P 通信網契約者の情報を受け取ることがあります。

第7章 雑則

第29条（国内法への準拠）

この約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については山形地方裁判所を管轄裁判所とします。

第30条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとしします。

付則

- 1 当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。
- 2 一括加入、業務用等については別に定めます。
- 3 この約款は、平成 21 年 9 月 1 日より施行します。
- 4 この変更約款は、平成 22 年 6 月 1 日より施行します。
- 5 この変更約款は、平成 22 年 11 月 1 日より施行します。
- 6 この変更約款は、平成 24 年 4 月 1 日より施行します。
- 7 この変更約款は、平成 25 年 4 月 1 日より施行します。
- 8 この変更約款は、平成 25 年 12 月 1 日より施行します。
- 9 この変更約款は、平成 26 年 4 月 1 日より施行します。
- 10 この変更約款は、平成 26 年 5 月 1 日より施行します。
- 11 この変更約款は、平成 26 年 10 月 1 日より施行します。
- 12 この変更約款は、平成 26 年 11 月 1 日より施行します。
- 13 この変更約款は、平成 27 年 5 月 8 日より施行します。
- 14 この変更約款は、平成 28 年 1 月 1 日より施行します。
- 15 この変更約款は、平成 30 年 8 月 1 日より施行します。
- 16 この変更約款は、平成 31 年 2 月 1 日より施行します。
- 17 この変更約款は、令和 2 年 11 月 1 日より施行します。
- 18 この変更約款は、令和 3 年 4 月 1 日より施行します。
- 19 この変更約款は、令和 3 年 9 月 1 日より施行します。

クレジットカード支払いに関する特約

- 1 加入者は、加入者が支払うべき当社の提供するサービスの料金等の一切の債務を、加入者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払います。
- 2 加入者は、加入者から申し出をしない限り継続して前項と同様に支払います。また、当社は、加入者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が届け出たクレジットカード以外のクレジットカード番号で代金請求した場合も前項と同様に加入者は、支払います。
- 3 加入者は、当社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅延なく当社にその旨を連絡します。
- 4 加入者は、料金等の請求債権が、毎月料金が発生する度毎に、クレジットカード会社に譲渡されることに異議を申し立てません。
- 5 加入者は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもとより、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社又は加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除されても異議を申し立てません。

別 表

1. 業務区域（第3条関係）

業務区域は山形県内で下表の内、東日本電信電話株式会社のホームページ（<https://flets.com/>）で得られる「ダイバーシティメディア&フレッツ光」の提供可能エリアと同じとする。

（1-1）業務区域の一覧（市郡町村名五十音順）

項番	市郡名	町村名	市郡フリガナ	町村名フリガナ
1	上山市		カミヤマシ	
2	寒河江市		サガエシ	
3	酒田市		サカシ	
4	新庄市		シンジヨウシ	
5	鶴岡市		ツルオカシ	
6	天童市		テントウシ	
7	東根市		ヒガシネシ	
8	村山市		ムラヤマシ	
9	山形市		ヤマカシ	
10	西村山郡	河北町	ニシムラヤマクン	カホクチョウ
11	東村山郡	中山町	ヒガシムラヤマクン	ナカヤママチ
12	東村山郡	山辺町	ヒガシムラヤマクン	ヤマノハマチ

2. 放送サービス内容（第3条関係）

- ① 基本サービス
（省略）
- ② ペイ放送サービス
（省略）

3. 支払方法および支払期日（第22条関係）

- ① 支払期日
指定口座からの口座振替の場合、毎月10日（当日が金融機関休業日の場合は、翌営業日）。
クレジットカードの場合、各クレジットカード会社との約定日。
- ② 支払方法
クレジットカード、又は、指定口座からの口座振替。

4. 料金表 (第22条関係)

サービス品目	支払区分	デジタルサービスEX	デジタルスタンダード	B S デジタルバック	光再送信サービス	付 則 事 項
		平成22年5月をもって新規申込受付終了	令和2年3月をもって新規受付終了	令和2年3月をもって新規受付終了	令和2年11月提供開始	
契約 加入契約料	一時費用	5,500 円	5,500 円	5,500 円	5,500 円	
基本工事料 ※7	CATV接続テレビ端子数が1箇所の場合	8,800 円	8,800 円	8,800 円	8,800 円	当該CATV接続テレビ端子箇所にSTBの同時取付料金を含みます。別途追加工事の場合は改めて1箇所のCATV接続テレビ端子数分以降の料金が適用されます。また、CATV接続テレビ端子数の合計が3箇所以上の場合は、BS/CATV混合ブースターが必要で す。
	CATV接続テレビ端子数が2箇所の場合	16,500 円	16,500 円	16,500 円	16,500 円	
	CATV接続テレビ端子数が3箇所の場合	19,800 円	19,800 円	19,800 円	19,800 円	
	CATV接続テレビ端子数が4箇所の場合	23,100 円	23,100 円	23,100 円	23,100 円	
	CATV接続テレビ端子数が5箇所の場合	26,400 円	26,400 円	26,400 円	26,400 円	
	CATV接続テレビ端子数が6箇所の場合	29,700 円	29,700 円	29,700 円	29,700 円	
	CATV接続テレビ端子数が7箇所以上の場合、上記6箇所の工事料+(増加する端子数×右記単価)	3,300 円	3,300 円	3,300 円	3,300 円	
ケーブルテレビ伝送サービス工事料 (当社の電気通信サービス提供工事と同時工事の場合)	3,520 円	3,520 円	3,520 円	3,520 円	メニュー1の場合	
ケーブルテレビ伝送サービス工事料 (単独工事の場合)	8,580 円	8,580 円	8,580 円	8,580 円		
配線隠ぺい工事	3,300 円	3,300 円	3,300 円	3,300 円		1配線あたり
モールド工事	550 円	550 円	550 円	550 円	1mあたり	
テレビ端子交換工事	2,200 円	2,200 円	2,200 円	2,200 円	1個あたり	
STB取付工事 (既設のCATV接続テレビ端子がある場合)	3,300 円	3,300 円	3,300 円	3,300 円	CATV接続テレビ端子より3m以内の同室に限る	
CATVブースター取付工事 (令和2年10月をもって新規受付終了)	11,000 円	11,000 円	11,000 円	11,000 円	1台毎	
B S / C A T V 混合ブースター取付工事	22,000 円	22,000 円	22,000 円	22,000 円	1台毎	
機器取容ボックス取付工事	3,300 円	3,300 円	3,300 円	3,300 円	ブースターや分配器を屋外壁面に取付ける場合	
STB撤去工事 (個人受信設備への切替は含まない)	5,500 円	5,500 円	5,500 円	5,500 円	STB 1台毎	
テレビ取付調整 (STB接続テレビを取替える場合等)	3,300 円	3,300 円	3,300 円	3,300 円	テレビ 1台毎	
録画機器取付調整 (STB接続録画機器を取替える場合等)	3,300 円	3,300 円	3,300 円	3,300 円	録画機器 1台毎	
※1		実 費	実 費	実 費	実 費	
※2 サービス	基本視聴料 (1台目)	月 額 4,400 円	2,860 円	1,100 円	—	※8
	増設基本視聴料 (2台目以降) ※3	月 額 2,200 円	1,210 円	550 円	—	STB 1台毎
	端末機 (STB) 利用料 (貸与の場合のみ)	月 額 1,100 円	1,100 円	1,100 円	—	STB 1台毎
	光再送信サービス	月 額 —	—	—	715 円	1契約毎 ※8
	ケーブルテレビ伝送サービス利用料	月 額 495 円	495 円	495 円	495 円	1契約毎
	スターチャンネル1 スターチャンネル2 スターチャンネル3 セット視聴料	月 額 2,530 円	2,530 円	2,530 円	2,530 円	STB 1台毎 (光再送信サービスの場合は テレビ1台毎)
	衛星劇場 視聴料	月 額 1,980 円	1,980 円	—	—	STB 1台毎
	グリーンチャンネル 視聴料	月 額 1,100 円	1,100 円	—	—	STB 1台毎
	東映チャンネル 視聴料	月 額 1,650 円	1,650 円	—	—	STB 1台毎
	J SPORTS 4 視聴料	月 額 1,430 円	1,430 円	—	—	STB 1台毎
プレイボーイチャンネル 視聴料 ※4	月 額 2,750 円	2,750 円	—	—	STB 1台毎	
レッド・チェリー 視聴料 ※4	月 額 2,750 円	2,750 円	—	—	STB 1台毎	
プレイボーイチャンネル/レッド・チェリー セット視聴料 ※4	月 額 3,300 円	3,300 円	—	—	STB 1台毎	
レインボーチャンネル ※4	月 額 2,530 円	2,530 円	—	—	STB 1台毎	
その他	HDD録画機能利用料 ※5 (250GBハードディスク+ダブルチューナー付) 令和2年10月をもって新規受付終了	月 額 550 円	550 円	550 円	—	STB 1台毎
	HDD録画機能利用料 ※11 (1TBハードディスク+トリプルチューナー付) 令和2年10月をもって新規受付終了	月 額 1,100 円	1,100 円	1,100 円	—	STB 1台毎
	BD録画機能利用料 ※9 (ブルーレイディスクドライブ+500GBハードディスク+ダブルチューナー付) 令和2年10月をもって新規受付終了	月 額 1,100 円	1,100 円	1,100 円	—	STB 1台毎
	BD録画機能利用料 ※10 (ブルーレイディスクドライブ+1TBハードディスク+トリプルチューナー付) 令和2年10月をもって新規受付終了	月 額 1,650 円	1,650 円	1,650 円	—	STB 1台毎
4K追加機能利用料 ※12	月 額 660 円	660 円	660 円	—	STB 1台毎	
BD録画機能付STB 販売価格 (ブルーレイディスクドライブ+1TBハードディスク+トリプルチューナー付) 令和2年10月をもって新規受付終了	一時費用 80,300 円	80,300 円	80,300 円	—	1台毎 (リモコン代は別途)	
BS左旋放送受信用アップコンバーター (販売価格)	一時費用 9,680 円	9,680 円	9,680 円	9,680 円	テレビ1台毎/設置費用は実費	
STB操作リモコン (販売価格)	一時費用 3,300 円	3,300 円	3,300 円	—	1台毎	
B-CASカード再発行費用	一時費用 2,088 円	2,088 円	2,088 円	—	1枚毎	
C-CASカード再発行費用	一時費用 3,080 円	3,080 円	3,080 円	—	1枚毎	
暗証番号初期化費用 ※6	一時費用 220 円	220 円	220 円	—	STB 1台毎	
請求書発行手数料	月 額 110 円	110 円	110 円	110 円		

(上記の金額には消費税が含まれております)

- ※1 実費は、当社が別途見積いたします。
- ※2 基本視聴料（増設基本視聴料を含みます）と端末機利用料を総称して基本利用料といたします。
デジタル放送で端末機(STB)を当社が貸与しない場合、基本視聴料と基本利用料は同義といたします。
各サービスを混在利用する場合、基本視聴料が最も高いサービスを1台目とし、2台目以降は各サービスの増設基本視聴料を適用します。
- ※3 加入者が、同一加入者設備でかつ同一敷地内において端末機を増設利用する場合、増設基本視聴料といたします。
- ※4 成人向けペイ放送サービスは20歳未満視聴禁止とし、別途当社が指定する方法で視聴制限の設定を行い、視聴するごとに事前に登録した暗証番号を入力することといたします。
- ※5 最大250ギガバイトの録画容量のハードディスクとダブルチューナーを内蔵したSTBを貸与する場合に適用し、端末機（STB）利用料の他に発生いたします。
- ※6 視聴制限設定に使用した暗証番号を初期化する場合に発生する費用をいいます。
- ※7 メニュー2の場合は、V-ONUの工事費（実費）が加算されます。
- ※8 メニュー2の場合は、1,540円（税込）が加算されます。
- ※9 ブルーレイディスクドライブと最大500ギガバイトの録画容量のハードディスク並びにダブルチューナーを内蔵したSTBを貸与する場合に適用し、端末機（STB）利用料の他に発生いたします。
- ※10 ブルーレイディスクドライブと最大1テラバイトの録画容量のハードディスク並びにトリプルチューナーを内蔵したSTBを貸与する場合に適用し、端末機（STB）利用料の他に発生いたします。
- ※11 最大1テラバイトの録画容量のハードディスク並びにトリプルチューナーを内蔵したSTBを貸与する場合に適用し、端末機（STB）利用料の他に発生いたします。
- ※12 放送事業者から配信される4K映像信号を受信可能で複数チューナーが利用可能な追加機能を有し、端末機（STB）利用料の他に発生いたします。

5. 加入者個人情報を提供する第三者の範囲（第28条関係）

①東日本電信電話株式会社

6. 端末機未返還損害金（第10条、第11条、第18条関係）

対象機種(本体型番)の 設置工事完了日から 加入契約の終了月までの期間	デジタル放送用STB					
	標準型STB	HDD録画機能付 (250GBハード ディスク内蔵型)	HDD録画機能付 (1TBハードディ スク内蔵型)	BD録画機能付 (500GBハード ディスク内蔵型)	BD録画機能付 (1TBハードディ スク内蔵型)	4K追加機能付 (標準型)
12ヶ月未満	45,675円	74,130円	78,870円	140,700円	89,980円	50,710円
12ヶ月以上 24ヶ月未満	35,490円	57,645円	60,940円	123,060円	76,450円	40,480円
24ヶ月以上 36ヶ月未満	25,620円	41,580円	44,330円	100,590円	59,950円	30,360円
36ヶ月以上 48ヶ月未満	16,695円	27,195円	28,600円	78,855円	44,110円	20,240円
48ヶ月以上	8,295円	13,440円	14,080円	57,330円	28,490円	10,010円
本体型番	(1)BD-V370 (2)BD-V370L (3)BD-V371L (4)TZ-DCH820 (5)JC-3500 又は上記の後継機種	(1) TZ-DCH2810 (2) TZ-DCH2810B 又は上記の後継機種	(1) TZ-HDT621PW 又は上記の後継機種	(1) TZ-BDW900P (2) TZ-BDT910P (3) BD-V8700R (4) BD-V8701R 又は上記の後継機種	(1) TZ-BDT920PW 又は上記の後継機種	(1) TZ-LT1000BW 又は上記の後継機種